

# 朝鮮人戦時強制動員の真相究明と資料公開 —朝鮮人陸軍軍人を中心として

塚崎昌之

## 1. 現在も使用される日韓会談の「論理」

2006年1月、国連人権委員会の特別報告者ドウドウ・ディエン氏が現在の日本における外国人差別に対する報告書を提出したが、その一節として「過去の植民地支配」をあげ、第二次世界大戦中の朝鮮人強制労働に言及した。これに対し、日本政府は2006年6月に「在日コリアンの強制連行」（この表題自体がおかしなものだが）として反論した。その内容は外務省が1959年に日韓交渉の議論の材料として作成した「在日朝鮮人の渡来および引揚げに関する経緯、とくに、戦時中の徴用労務者について」の全く引き写しであった。

この1959年外務省文書は現在の在日朝鮮人史研究において全く否定されている「論理」であるだけでなく（詳しくは拙稿「1945年4月以降の日本への朝鮮人強制連行」『季刊戦争責任研究』第55号、2007年春所収を参照のこと）、敗戦直後の1947年に大蔵省管理局がまとめた「戦争と朝鮮統治」（『日本人の海外活動に関する歴史的調査通巻第十冊朝鮮篇第九分冊』所収）をも全く無視したものであった。大蔵省報告では官斡旋を半強制的であることを認めるなど、政府見解としての限界性はあるにしろ、強制連行に対してかなり正確な情報を記している。1959年外務省文書は大蔵省報告の存在を知らなかった可能性はあるにしても、日韓交渉を有利に導くために意図的に作り出された「論理」といってよいであろう。そういった資料をそれから半世紀も経とうという現在でも、日本政府は何の検証をすることもなく、外交の場で使用しているのである。いや、日韓会談で使ってしまったがために、現在でも「公式見解」として使い続けなければならないのかも知れない。

## 2. 陸軍特別「志願」兵の悲惨な体験と死亡認定基準のあいまいさ

### ▽南方戦線に送り込まれた「志願」兵と悲惨な体験

1938年2月に勅令「陸軍特別志願兵令」が出され、朝鮮人の陸軍特別「志願」兵の採用が始まった。「志願」といいながら、様々な強制や数合わせが行われたことは、当時の国会答弁や『特高月報』からも明らかである。1938年～1943年に計16,830名が徴兵された。

日本では、特別「志願」兵の導入過程への研究はあるが、その悲惨な体験については、金成寿『傷痕軍人金成寿の戦争』（1995年）、林えいだい『証言集・朝鮮人皇軍兵士—ニューギニア戦の特別志願兵』（1995年）などが発刊されているぐらいで、全体像として彼らがどのような戦場に動員されたのか、また、その被害状況もはっきりしてこなかった。

報告者は日本で見ることのできる師団史や連隊史などや、日本政府が韓国政府に引き渡し、韓国の国家記録院で閲覧できる軍人・軍属名簿の一部（特に留守名簿）を使って特別「志願」兵の分析を試みた。なお、日本政府はこの軍人・軍属名簿を個人情報に当たるとして公開を拒否しているが、日本でも一刻も早い公開を望みたい。

陸軍特別「志願」兵のうち約56%にあたる9410名が朝鮮軍に配属された。戦局の悪化に伴い、朝鮮軍の第19師団、第20師団、第30師団、第49師団は次々と南方に転用されていった。第20師団は1943年1月から東部ニューギニアに動員され、朝鮮人「志願」兵約1850名のうち約90%の1600名以上が死亡した。第30師団は1944年5月からミンダナ

オ島に動員され、朝鮮人「志願」兵約 1400 名の内約 75%近くの 1100 名弱が死亡した。第 49 師団は 1944 年 6 月からビルマに動員され、朝鮮人「志願」兵約 950 名の内約 50%近くの 500 名弱が死亡した。第 19 師団は 1944 年 12 月からフィリピンに動員された。第 19 師団については軍人・軍属名簿に当たれておらず、また、犠牲者の中には 1944 年度の徴兵第一期の朝鮮人兵士もいると考えられ、はっきりした数字は挙げられないが、連隊史等から判断すると、約 2000 名の朝鮮人兵士が動員され、約 60%の約 1200 名が死亡したと推測される。4 つの師団が派遣された場所は何れも激戦地であり、この計 4 師団で 6300 名近い朝鮮人特別「志願」兵が動員され、約 70%の約 4400 名が死亡したと思われる。

#### ▽死亡認定基準のあいまいさ

死亡とはいいいながら、南方戦線では戦死した者は少なかった。例えば、東部ニューギニアでは戦死、戦傷死は 25%程度にすぎずに、75%近くが餓死、体力衰弱による部隊からの脱落による死亡と考えられる。遺体も見つからず、いつ、どこで亡くなったのかもわからない兵士が大量に存在するのである。

留守名簿を調べると、死亡認定基準のあいまいさがよくわかる。例えば、数多く存在する「認定不能者」、「生死不明者」を死亡者に数えている場合も、生存者に数えている場合もある。どういった基準で「死亡」を数えたかも不明確なのである。死亡と認定されたにもかかわらず、帰国した兵士もかなり存在した。逆に「生存見込み」とされている人でも帰らなかった人は多数存在すると思われる。

靖国「合祀」の問題にも疑問が残る。「死亡」や「戦病死」となっているのに、「合祀済」となっていない朝鮮人兵士もかなり存在する。現在、靖国神社は「合祀」した朝鮮人を「祭神」から外すことは出来ないと言っているが、同じ様に戦死したものでも「合祀」されていない兵士も多くいるのである。また、死亡者は普通、供託金はあると考えられてきたが、供託金のない死亡者も存在する。

現在、東京祐天寺に安置されている朝鮮人遺骨が返還されようとしているが、韓国政府に引き渡した遺骨者名簿の内に何人かの生存者がいることが韓国側から指摘されている。その例として、同姓同名を取り違えた場合を紹介した。死亡とされた人物は留守名簿上で召集解除になり、本籍地も違っているにも関わらず、名前が同じだということで死亡者にされ、同姓同名で死亡している別の人物がいることを確認しなかったのである。これなどは膨大な事務量の中で、仕事の慌しさに紛れて情報を精査せずに行ってしまったミスと考えられる。このことから、朝鮮人兵士たちの名簿上の処理はかなり杜撰に行われてきたと推測できる。

#### ▽「志願」兵と家族の戦後

多くの死亡者を出した「志願」兵の家族の戦後はどうであったのであろうか。死亡情報さえ、渡らなかつた家族も多いと思われる。日本政府が 1962 年にまとめた陸海軍の朝鮮人軍人軍属の死亡者は約 2 万 2 千名である。そのうち、日韓基本条約締結後に韓国政府から補償を受け取れたのは 8600 名にしかすぎず、それも一人 30 万ウォンに過ぎなかつた。

遺骨もほとんど返っていない。海外戦没者の未帰還遺骨の多くがフィリピン、東部ニューギニアなのである。第 20 師団では 2 万名をこえる死者のうち約 1200 体の遺骨が政府の

遺骨収集団によって発見されている。比率から考えると 90 体近い遺骨が朝鮮人と考えられるが、この遺骨のほとんどは個人が特定できずに千鳥が瀕戦没者墓苑に合葬されている。残りの 1500 名近い朝鮮人兵士の遺骨の多くはまだ、ジャングル等に放置されていると考えられる。にもかかわらず、現在、日本政府は遺骨収集を打ち切る方針を打ち出している。

無事に生還した「志願」兵の戦後も悲惨であった。戦場での体験のトラウマ、「親日派」として見られる恐怖、また、多くの仲間が死に自分だけが生き残った後ろめたさと戦死者家族からの冷たい視線といった精神的苦痛…。また、帰還しても無傷で帰れた者は少ない。傷病兵としての後遺症に苦しみ、満足に働くことも、きちんとした補償も受けることもできずに暮らした。健康体として帰国できた兵士も朝鮮戦争では苛酷な実戦を体験している貴重な人材として第一線の戦闘に参加させられ、犠牲者が多く出たとの話もある。

日本政府の公式的見解では、朝鮮人兵士は日本兵と分けられ、朝鮮に直接復員したことになっているが、留守名簿や体験談等では実際には日本に上陸した兵士も多かった。戦後、長い間、お祭りなどで傷痕軍人が白衣を着て募金を求める姿が見受けられたが、その中のかなりの部分が朝鮮人ではなかったかと考えられる資料も提示した。

### 3. 義務兵役者、特に第一補充兵召集者の奴隷労働

1943 年 3 月、朝鮮に「改正兵役法」が公布され、翌 1944 年から「志願」ではなく、義務制の徴兵が始まった。朝鮮内では約 22 万人が受験させられ、約 7 万 5 千名が甲種合格となった。しかし、現役徴集されたのはそのうちの約 5 万 2 千人弱でしかなかった。現役徴集者の一部は南方に向かい、その途中、輸送艦船の海没などで多くの犠牲者を出した。

甲種合格したのに現役徴集されなかった 2 万 3 千人強は、日本語が不自由な人たちであった。日本語がわからない兵士を戦場につれていくことはあまりに危険であった。彼らは第一乙種の約 6 万 7 千人と合わせて第一補充兵役に編入された。

1944 年 12 月で 1944 年現役兵の入営が終わり、1945 年の徴兵検査が前倒しして 2 月から行われることになった。その直前の 1945 年 1 月中旬に 1944 年度第一補充兵の召集が開始された。第 2 回目の徴兵検査開始前に日本語がわからない者でも、徴兵されることを示しておきたかったためと思われる。徴兵検査で日本語がわからないふりをすれば徴兵忌避できるし、徴兵前教育を行う朝鮮青年特別訓練所・軍務予備訓練所でも日本語の勉強を意図的にさぼる者もでてくることが予想された。

しかし、日本語のわからない「兵士」を前線に出すわけにはいかなかった。その頃、ちょうど「本土決戦」準備が陸軍主導が始まろうとしていた。軍が直接使用する労働力が必要となっていた時期であった。1945 年 4 月から、根こそぎ動員により急増していた軍隊の食糧を生産する自活隊、特攻用航空機燃料のアルコールをとるための甘藷を作る農耕勤務隊、弾薬や大陸から収奪した食糧などの運搬・貯蔵にあたる野戦勤務隊、軍司令部や地下飛行機工場などの地下施設の建設にあたる地下施設隊など 4 万 5 千名以上が日本に送り込まれた。また、同様な「兵士」は朝鮮半島南部や済州島にも 2 万名以上が配置された。

これらの部隊の多くは 8 割以上が朝鮮人「兵士」であり、武器は朝鮮人「兵士」の監督にあたる日本人兵士の分しか用意されなかった。つまり、朝鮮人「兵士」は有無をいわず動員され、日本人の武器の監督下で肉体労働をするという究極の奴隷労働、強制労働に

つかされたわけである。また、「兵士」には軍律が課せられたため、空襲時でも決戦時でも逃亡をさせないシステムでもあった。この朝鮮人「兵士」たちは期間が短く、犠牲者も少ないとはいえ、屈辱的な差別体験を強いられたのである。そして、彼らの中には名簿すら存在しない者も多く、現在、韓国で行われている被害認定に他の軍人と比べて困難をきたしている。この経緯については、拙稿「朝鮮人徴兵制度の実態」(『在日朝鮮人史研究』No. 34、2004年所収)を参考にしていきたい。

#### 4. 朝鮮人軍人・軍属の動員数

日韓会談で、日本政府は朝鮮人・軍属の人数として1962年厚生省統計を根拠に24万人を主張した。それに対し、韓国政府は36万人を主張したが、日本政府はその根拠を示せと一蹴した。ところが、日本側にはもうひとつ、厚生省統計より前の1955年に法務省入国管理局が作成した朝鮮人軍人・軍属36万人という統計が存在していた。この二つの統計の差の12万人のうち、大部分にあたる約9万人が陸軍軍人数の食い違いなのである。1955年統計が約18万5千人、1962年統計が約9万5千人と倍もの開きがある。

朝鮮人「志願」兵(学徒「志願」兵を含む)が約2万人、1944年度現役徴集兵が4万5千人(「満州」在住者を含む)、1945年度現役徴集兵が4万5千人、それに1944年度の第一補充兵の召集者が少なくとも6万5千人は存在する。これで計17万5千人以上となる。その他にも防衛省所有資料の東部軍や西部軍などの朝鮮人「兵士」の引揚数や、「留守名簿」の簿冊の一覧表などを使って、何種類かの方法で1962年厚生省統計が誤りであることが指摘できる。1962年統計の数字が虚偽と知りつつ、意図的に作成されたことは実証できないにしても、少し調べれば明らかにおかしい数字であることは直ぐに気付いたはずである。この朝鮮人軍人・軍属の総数24万人も、現在の日本政府の公式見解である。

#### 5. おわりに

本報告では朝鮮人兵士に関し、日韓会談で二つの大きな問題点があったことを指摘した。

一つは、日韓会談時の日本側の徴兵者数、死亡者数などのデータが不正確なものであったことである。その不正確さの原因は丁寧に精密な調査を行わなかったことが主原因とも言えるが、戦後すぐの方が実態に近いデータを持ちながら、日韓会談時には日本の加害性を後退させたデータを使用した。日韓会談を有利に持ち込むため、意図的に日本に不利なデータを隠し、事実と離れたデータを作ったと疑われても仕方がない。

また、もう一つは数字だけの問題でなく、戦時中の朝鮮人兵士たちの受けた苦痛、また生き残った兵士たちの戦後の苦悩、さらに戦死者や生きて帰ったにしても障害を持った兵士の家族たちの苦痛などが全く考慮に入れられていないことである。朝鮮人兵士は軍隊内における朝鮮人差別、帰国した朝鮮内においても「親日派」としての差別等々、明らかに日本人兵士より上回る精神的苦痛、生活苦を体験した。それらの苦痛に対して両国政府は、朝鮮人兵士やその家族の個々の苦痛を洗い出す努力もせず、政治的駆け引きの下で、一つにまとめて金額として解決を図ったのである。

これらの問題の解決には、日本政府が現在秘匿している全ての資料の公開し、今一度、真摯な態度で事実の確定を行うことが求められている。戦争体験者の年齢を考えれば、一刻も早く資料は公開されなければならない。

## <報告要旨>太田修「第3次開示決定文書について」

### 1. 開示文書の概要

2007年11月16日に外務省が公開した日韓会談関連資料は、国側が特定した日韓会談関連資料全文書「183冊…3万6千～7万3千枚以上」（「準備書面(2)」）のうち、17冊（ファイル）140件（文書）5339枚である。140件の文書のうち、すべて開示された文書が113件、部分的に開示された文書が26件、全面不開示とされた文書が1件（「竹島問題に関する文献資料」）だった。

今回開示された文書は、1951年10月に始まった日韓国交正常化交渉（日韓会談）予備会談から1965年6月の条約締結直前までの時期に作成された外務省の内部資料だ。それらは、①日韓会談の本会議および委員会の会議記録（議事要録、状況・経過報告、双方の提示資料）、②外務省の分析資料（外務省アジア局が各会談の経緯・論点を整理・分析した資料）、③日本および韓国の国会論議を整理した資料、④日韓会談をめぐるメディアの動向、情勢をまとめた資料、に大きく分類できる。

議題別にみると、①請求権問題関連資料として、第3次会談・「久保田発言」、第5次会談予備会談一般請求権小委員会、第7次会談請求権及び経済協力委員会の議事要録、②在日韓国人法的地位問題関連資料として、第2次会談、第3次会談、第7次会談の議事要録が重要だろう。③その他に、基本関係、文化財、漁業、船舶、「帰国」、竹島問題に関連するものがある。

### 2. 文書開示の意義と課題

各会談・委員会の議事要録、経過報告、分析など外務省の内部文書が大量に公開されたのは初めてのことで、今回の大量開示は日韓会談文書全面公開に向けて「大きな一歩」を踏み出したものだといえる。

とはいえ、問題が解決されたわけではなく、残された課題は多い。例えば、各会談における日本政府の政策・方針決定文書、省庁間での調整文書などの核心資料は公開されていないが、それらの存在をどのように確認し、公開を実現していくのか。第一次開示文書に比べると不開示部分は減ったとはいえ、依然として不開示文書または不開示部分が存在する。不開示部分の検討作業を通して今後全面開示をいかにして実現していくのか。また、「求める会」の力量を超える問題だが、日韓会談文書のような歴史公文書の保存、公開を基本的に省庁の官僚が行なうという現行の法制度ではなく、市民の関与が十分に保障された保存、公開の法制度をいかに作っていくのか、考えていく必要がある。

### 3. 植民地支配・戦争被害処理に関する資料

今回公開された資料の中から、植民地支配・戦争被害処理に関連する注目すべき資料をいくつか取り上げて、検討しておく。まず「久保田発言」関連の資料だ。これまでの研究では、韓国側の外交文書、日本の国会議事録、新聞報道などをもとに「久保田発言」について論及されてきたが、今回の文書公開によって、その真相が確認できたと同時に、「久保田発言」についてようやく正面から論じられるようになった。特に「日本人は韓国に賠償

ありとは考えていない、率直に言って日本人は日本の大蔵省から金を持出して韓国経済の培養に寄与したと考えており、賠償要求を受ける筋合いはない」（アジア局第二課「再開日韓交渉議事要録 請求権部会第一回」昭和二八、一〇、九）との発言は、植民地支配に対する日本政府の認識を示すものといえる。

次に、1950年代後半に作成された外務省の内部資料で、50年代前半の日韓会談の経過と日韓双方の政策・方針を整理した文書類が重要だ。これらの資料により50年代前半の請求権問題についての日本政府の政策・方針を間接的に知ることができる。例えば1951年の予備会談直前において日本政府は、①在韓日本人財産（「わが方が今後与うべき技術的、経営的援助と組合せることが適当と認められるもの、又は右財産権に基く経営を日本人に委ねる方が能率をあげ得るもの」）の日本人への返還を提案→②韓国がそれに応じなければ、請求権の相互放棄を提案→③それにも応じなければ、「調査委員会を設置して調査に着手することを約束し、問題の解決を持越す。」（亜五課「朝鮮問題（対朝鮮政策）」、昭和三十一年二月二十一日）という対処方針を立てていた。しかし日本政府は、そのような段階的方針を立てただけで、植民地支配の被害や損害に正面から向き合い、それを反省し清算するという立場はどこにも持ち合わせていなかったということである。

最後に、文化財問題に対する日本政府の考え方を示す資料である。日本政府は文化財問題について、少なくとも第3次会談（1953年10月）には、「韓国の独立を祝するという見地から、日本政府において適当なものを差上げる」（アジア局第二課「再開日韓交渉議事要録 請求権部会第二回」昭和二八、一〇、一五）というような考え方のもとに文化財問題を処理しようと考えていた。ここにも植民地支配に対する省察は見られない。

以上、今回公開された外務省文書から、日韓会談における日本政府の立場が植民地支配の清算をめざすものではなかったこと、そのことがより鮮明になってきたといえる。

## 日韓会談第3次開示文書の不開示部分の検討

日韓会談文書・全面公開を求める会 共同代表  
吉澤文寿

私は、太田報告に引き続き、第3次開示文書の不開示部分を指摘し、その分析を通じて明らかになったことを報告した。

不開示とされた理由に即して述べると、第一に「公にする慣行のない個人情報であって、特定の個人が識別できる情報」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法、以下「法」とする）5条第1号）及び「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある」（法5条第2号）情報がある。この類の不開示については、李洋秀氏がニュース第9号で明らかにしたように、韓国で公開された文書で明らかにされている個人・法人名が不開示になっているケースも含まれている。

第二に、「公にすることにより他国との関係で交渉上不利益を被るおそれがある」（法5条第3号）情報である。この類の不開示部分は在朝日本人財産に直接に関わるものと、それとの関連で請求権問題について韓国側に提示した日本側の試案に分けられる。また、全面不開示となった「竹島問題に関する文献資料」もこの類に含まれる。外務省が不開示とした理由として考えられるのは二つである。一つはフロアから中京大学教授の浅野豊美氏が指摘したように在朝日本人財産の返還を要求する引揚者の存在を考慮していることである。もう一つは請求権問題や竹島＝独島問題が日朝交渉（及び日韓関係）の係争点となっていることを考慮していることである。

第三に、「政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」（法5条第3、6号）情報、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧棟の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」（法5条第3、4、6号）情報があげられる。前者の不開示部分は「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合（第24～25回）」（文書番号102）にあるが、これは文脈から韓国人学校卒業生の、日本の学校への進学資格の問題について認めない旨の文言であることが分かる。後者は「日韓国交正常化交渉の記録総説6（在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結）」（文書番号126）にある。この文書自体が、日本政府が朝鮮戦争直後から在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への「帰国」を支援することを検討していたことを明らかにする文書であり、注目される。不開示部分もその内容に関するものである。

以上のように不開示部分を検討すると、韓国の外交文書などで公開されているものや、外務省が「日韓協定で解決済み」と強弁するなら公開されるべき在朝日本人財産の処理についての情報などが含まれている。我々としては、全面公開という目的を達成するために、韓国の外交文書との対照などの作業を通じて、不必要な不開示部分については極力開示させることを目指して、今後も運動を進めるべきであろう。

## 日韓会談第三次開示文書の在日朝鮮人問題の検討

李洋秀(イー・ヤンス)

会員の李洋秀と申します。さて今日の総会で上のような題目で、私が講演をすると知ったのは、この総会の案内が載ったニュースの中に私の名前と、講演予定が印刷されているのを見た約2週間前のことでした。(笑い)また直接私が講演依頼の電話を貰ったのは、それからずっと後の、1週間前のことでした。(笑い)

それでレジュメとか何も用意していないのですが、そのニュースには今回開示された日本側の文書と韓国側が公開した物を翻訳して対比した表を、私が寄稿しています。今日は貴重な時間なので、ここでそれをそのまま棒読みするような愚は避けたいと思いますから、それを参考にして下さい。

また私が季刊誌『戦争責任研究』に、四回にわたって韓国側が公開した日韓会談文書の分析を掲載しました。それも参考になると思います。全文、会のホームページに載っているので、簡単に入手して読むことができます。

内容は第一回が、久保田発言により会談が決裂して行く過程の詳細。これは今回外務省が発表した第三次開示文書にも含まれています。第二回では有名な金・大平メモから、両国が金額的に歩み寄り、会談が妥結して行く様子。第三回は在日の法的地位、国籍問題について。韓国政府が、在日が日本国籍を取得できるように、日本の法律の試案まで作っていた事実等、ほとんど知られていません。最後はまだ言及できていない事柄が多過ぎて、前回に引き続き在日法的地位から強制退去問題と大村収容所、また北朝鮮帰国問題に対する当時の韓国政府の洞察、そして個人補償問題。日本側は個人に対して補償したいと提案し、韓国側は北朝鮮の分まで含み政府が一括して貰いたいと主張したやり取りを掲載しました。

ただこれは、本気で日本政府が個人補償をする用意があったのではなく、個人別の名簿を要求すれば当然韓国政府は承知していないので出せない。また朝鮮戦争等で焼失してしまった文書も多い。だから当然支払ないまま逃げられると計算したのだと思われます。つまり外交とは「狐と狸の化かし合い」で、机の上ではこやかに握手しながら、下では足で蹴飛ばし合っている、そういうものではないかと思われるからです。

私がこのように日韓会談に対して深く関わることになった契機は、2004年8月に放送された韓国KBSテレビの日韓条約に関する番組制作に携わったからです。その時共同代表の太田修さん、吉澤文寿さん、山田昭次先生、山本直好さんからのインタビューをしました。

それに在日として丁度私が生まれた年に1951年に日韓会談が始まっており、在日の法的地位、永住権と強制退去、大村収容所、民族教育、北朝鮮帰国、戦時中強制連行の補償問題等、現在に直結する在日の人生、そのものが議題になりました。

また情報公開の問題としては、本当にこの政府が国民の信頼に値するものかが問われて



いると思います。1973年の金大中氏拉致事件は、日韓両国政府間でうやむやに政治決着したままの状態が、今も続いていて最近も問題になりました。でもその当時田中角栄首相が大韓航空の社長趙重勳から3億円を受け取った行為は、国家主権を売却したのではないか。そのように闇のままのタブーが、この国には多過ぎると思います。

少し話題が違いますが、今私はKBSの次の番組で国璽、国のハンコですね。その番組制作をしています。現在の日本の国璽は、1874年安部井櫨堂という人によって彫られたものが、今もまだ使われています。そこには「大日本国璽」とあります。つまり大日本帝国という名称ができる前に出来た物が、その時代を経て戦後の今も、その文言のまま使われているのです。ところがその実物は一切非公開なので、だれも直接見ることはできません。写真一つ公開されていないのです。

韓国では三日後に大統領選挙があり、来年その就任式に合わせて今、国璽を制作中です。その様子を全部KBSが撮影して放映します。しかし制作過程を全部撮影させる韓国と、写真一枚取らせない日本とでは、いくら民主国か君主国かの違いがあるにせよ、余りの相違に驚かざるを得ません。またこういう話すら、知られていないのではないのでしょうか。それでも何か、情報をご存じの方、いらっしゃったら何でも良いからご提供下さい。(勿論、その後何の情報もなし)

少し話題が逸れましたが、今まで公開された日韓会談の韓国側の文書だけで3万6千頁になります。その翻訳を私ひとりで取りかかって来ましたが、とてもひとりで手に負えるものではありません。英語のものも多く含まれています。是非多くの方々のお力をお貸し下さい。私が訳したのは大事と思われる約10分の1の3千頁位ですが、やはり会のホームページに掲載されているのでご活用下さい。

これからも今回、日本側が開示したものと対比作業が、裁判等でも必要になると思います。多くの人たちから助けを貰うようにして、これからも翻訳等に力を注ぎ協力して行きたいと思いますので、皆様宜しくお願い致します。